

大田市障がい者活躍推進計画

機関名	大田市、大田市水道事業（大田市上下水道部）	
任命権者	大田市長	
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）	
大田市における障がい者雇用に関する課題	<p>大田市では、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする障がい者活躍推進計画に基づき、障がいのある職員の活躍の推進に取り組んできたところですが、任用期間に定めのある会計年度任用職員の退職等に伴い、法定雇用率の達成が困難となる場合があります。</p> <p>今回、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする新たな障がい者活躍推進計画を策定し、引き続き、障がい者の採用や職場定着のための体制整備や各種取組を進め、障がいのある職員の活躍を推進します。</p>	
目標		
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点） 毎年6月1日時点において法定雇用率及び法定雇用者数以上となるように障がい者を採用する。 令和7年6月1日時点法定雇用率 2. 8%以上 （参考）令和6年6月1日時点の実雇用率 2. 24% 令和8年7月1日以降法定雇用率 3. 0%以上 （評価方法） 毎年の「障害者任免状況通報書」により障がい者雇用率把握・進捗管理</p>	
②職場定着に関する目標	<p>障がいのある職員の不本意な離職を生じさせない。 （評価方法） 毎年の「障害者任免状況通報」の時期に、人事課の保持する記録等を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理</p>	
取組内容		
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備		
(1)	組織面	<p>○障がい者雇用推進者として総務部人事課長を選任する。 ○組織内のサポート体制として、障害者職業生活相談員を選任する。 ○組織外の関係機関（公共職業安定所、就業支援センター等）と連携する。</p>

(2)	人材面	<p>○障害者職業生活相談員に選任されたものは、島根労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講する。</p> <p>○障がい者が配属されている部署の職員を中心に、島根労働局や就業支援センター等が開催する研修等への参加を促す。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
<p>○人事評価や人事ヒアリング等の面談時に、業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて業務の見直し等を検討する。</p>		
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
(1)	職務環境	<p>○障がい者への定期的な面談を行い、必要な配慮等の把握に努めるとともに、可能な範囲で必要な措置を講じることにより、働きやすい職場づくりに努める。</p>
(2)	募集・採用	<p>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3)	働き方	<p>○年次有給休暇や私傷病休暇など各種休暇の利用を促進する。</p>
(4)	キャリア形成	<p>○本人の希望等を踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。</p>
(5)	その他の人事管理	<p>○定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、業務の状況を把握し、精神面、体調面への配慮を行う。</p> <p>○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取り組みを行う。</p>
4. その他		
<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>		